

日常生活自立支援事業

生活支援員 募集中！

さんとしてご活動いただける方を

～活動例～



利用者宅へ

支援内容の確認

銀行へ

生活費の払戻しや公共料金
などの支払い代行



利用者宅へ

生活費のお渡しや
支援内容の報告

<ご活動までの流れ>

①松戸市社会福祉協議会へ連絡（下記連絡先へ）

②千葉県社会福祉協議会の研修を受講（市社協開催の場合あり）

※市社協担当職員との面談で、活動可能な地域の範囲、曜日、お時間など
をお伺いします。

③担当職員より個別ケースの活動依頼、引継ぎ

※その他、活動の詳細については裏面Q&Aへ！

社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会 生活相談課

〒271-0094 松戸市上矢切 299-1 TEL **047-368-0349**

【受付時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日、年末年始は休み）

生活支援員 Q&A



日常生活自立支援事業って？

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。



生活支援員は何をするの？

利用者本人の自宅に行き、郵便物など書類の確認や、金融機関に出向きお金の払戻し、入金、振込み、収支確認などをお手伝いしていただきます。利用者の方が生活上困っていることが無いか聞き取り、助言します。対応が難しい内容であれば担当職員にご連絡ください。



どんな人が利用しているの？

高齢者や精神疾患のある方、身体に障害がある方が多く利用されています。精神疾患を抱える方の対応に一人では不安という場合には、ホームヘルパーがいる時間に合わせて訪問するなどの対応が出来ます。



生活支援員はどんな人が向いているの？

利用者は軽度の認知症や精神疾患を抱えている場合があるため、落ち着いて対応する必要があります。また、金銭を扱うため、責任感のある方が求められます。

※ただし、現任の民生委員やホームヘルパーは生活支援員を兼任することが出来ません。



ボランティアとしてお金を扱うの？

生活支援員は社協の非常勤職員として雇用契約を結んでから活動を開始します。活動中は社協が発行する身分証明書を携帯していただきます。



職員としてお給料が支給されるの？

活動していただく時間に応じ、時給換算でお給料として生活支援員の方々に支給します。交通費については実費ではありませんが、利用者宅まで時間がかかる場合は一部支給があります。



活動頻度はどれくらい？

2ヶ月に1回～週1回まで、活動頻度は利用者の方との契約内容によってそれぞれ異なります。生活支援員の皆さまのご予定に合わせ、可能な範囲でのご活動をお願いしています。